

申請から解体までの流れ



申 請

受付場所：市役所 2 階 移住定住推進課
 受付期間：令和 2 年 2 月 3 日～6 月 30 日
 受付時間：8:30～17:15

※ 混雑が予想されますので、事前に電話でご希望日時をお伝えください。



審 査

受付の際の持ち物：
 り災証明書（被災証明書）・本人確認ができる免許証等、被災家屋等の登記事項（家屋）全部証明書、被災家屋等の現況写真、申請者の印鑑登録証明書
 （権利関係により、上記以外の書類が必要になります。詳細は裏面をご覧ください。）



現 地 調 査

市から

決定通知書

※審査、調査の結果「不決定通知書」が出た場合は、公費解体制度はご利用できません。



解 体 前 立 会

事前に「申請者」・「解体業者」・「市」の三者立会を行い、解体工事の確認を行います。



解 体

ライフラインなどの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿のくみ取りなどの手続きは、解体工事着工前に済ませておいてください。解体家屋の中にある廃棄物や貴重品などは、回収しておいてください。

近隣の住民の方へ、前もって「解体工事が始まる」ということを、周知され、ご理解いただきますようお願いいたします。（状況に応じ同意書の提出が必要になる場合があります。）



解 体 後 立 会

解体後は「申請者」・「解体業者」・「市」の三者立会を行い、施工の確認を行います。

市から

完了通知書



引 渡 し

公費解体事業はすべて完了です。

申請に必要なもの（公費解体）

すべての申請者

- ・り災証明書（被災証明書）※発行されていない場合は不要
- ・本人確認ができる免許証等
- ・被災家屋等の登記事項（家屋）全部証明書
- ・被災家屋等の現況写真
- ・申請者の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）

代理人が申請手続きを行う場合

- ・委任状【様式3】
- ・委任者の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）

共有者（相続手続き中の者を含む）の代表者が申請手続きを行う場合

- ・共有および相続人全員（代表者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書【様式4-1】
- ・共有および相続人全員（代表者を除く）の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）

賃貸物件の所有者が申請手続きを行う場合

- ・賃借人全員の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書【様式4-2】

所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続きを行う場合

- ・差し押さえしている債権者全員（本市を除く）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書【様式4-3】

法人格を持つ中小企業および公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合

- ・商業・法人登記簿謄本（交付から3か月以内のもの）

所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合

相続人間で協議を行い、解体および撤去する建物の相続人が決定している場合

- ・遺産分割協議書
- ・相続人全員分の印鑑登録証明書
- ・所有者が死亡していることがわかる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等）
- ・相続人全員分の戸籍謄本

相続の協議が完了していないが、被災家屋等の解体および撤去について相続人全員が同意している場合

- ・相続人全員（申請者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に関する同意書【様式4-1】
- ・相続人全員の印鑑登録証明書
- ・所有者が死亡していることがわかる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等）
- ・相続人全員文の戸籍謄本

解体・撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立ち入り等が必要な場合

- ・同意書【様式4-4】

備考：書類は、原則として令和元年10月12日以降に発行された原本を提出するものとする。